



くらしに関わる税金② 所得税の計算

所得税は、個人がその年の1月1日～12月31日の1年間に得た所得に課税される税金です。サラリーマンの場合は会社で源泉徴収されることにより、自ら計算し確定申告をしなくても納税できる仕組みになっています。そのため、税額の計算法や自分の納税額を知らない方がたくさんいます。そこで今回は、そのサラリーマンの源泉徴収される所得税の計算を一度確認してみましょう。



① 「収入金額」から「収入から差し引かれる金額（給与所得控除）」を差し引いて、「所得金額」を求める。



② 「所得金額」から「所得から差し引かれる金額（社会保険料控除・生命保険料控除・基礎控除・配偶者控除・扶養控除など）」を差し引いて、「課税される所得金額」を求める。

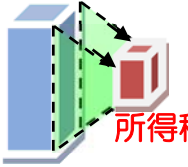


③ 「課税される所得金額」に「税率」を乗じて「所得税額」を求める。
(A×B-C=所得税額)

* 所得税は、超過累進課税です。その計算は下記のような考え方になります。

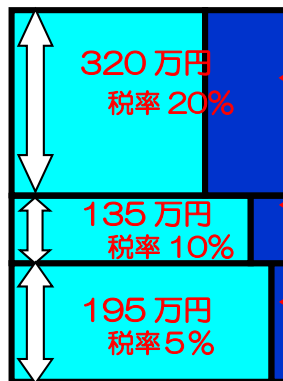


2007年～現在 税率表		
A 課税される所得金額	B 税率	C 控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円



課税所得金額 650万円の場合

650万円



320万円×0.2=64万円

+

135万円×0.1=13万5,000円

+

195万円×0.05=9万7,500円

所得税額 87万2,500円

超過累進課税の考え方

課税所得金額を上記の税率表にもとづいて区切り、それぞれの税率を乗じて各区分の税額を計算し、これを合計して求めます。結果は、上記の A×B-C の計算と同じになります。

所得税額

④ 「所得税額」から「税金から差し引かれる金額（住宅借入金等特別控除・配当控除・寄付金特別控除など）」を差し引いた金額が、「申告納税額」。

申告納税額

⑤ 「申告納税額」の2.1%が、2013年1月より導入された「復興特別税」。

復興特別税

⑥ 本年度納税額 = 申告納税額 + 復興特別税 (2037年まで)

LPAは組合員の「くらしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192